

「一月は往(い)ぬる、二月は逃げる、三月は去る」といわれます。新春から年度替わりまでの慌ただしさを言い習わしたのですが、今年もすでに1カ月以上が過ぎようとしていることを思えば言い得て妙な表現ですね。ここで今一度、襟を正し令和3年の過ごし方を考えながら自分自身と向き合ってみたいものです。

いどばた散歩道

いっちょらいタウン

いどばた散歩道～いっちょらいタウン～

<http://www.pc-kaikei.net/>



新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言は来月まで延長となりました。

医療従事者や時短営業を要請されているお店の方の負担が早期に軽減できるよう、個々が対策を意識し行動に責任を持ちましょう。一人ひとりの日々の取り組みが社会経済の回復にもつながります。

痛快! えだまめ君

画: さおり



知っどこ! 「税務のマメ知識」

【会社に飾る絵画は経費で処理できる?】

「会社に飾るため地元の作家の絵画を購入しようと考えています。絵画は経費として処理してよいのでしょうか」という質問がありました。



した。事業などの業務のために用いられる資産で、建物や備品など時間の経過によってその価値が減っていく資産を減価償却資産といいます。絵画や彫刻などの美術品が減価償却資産に該当するか

に関して、2015年以後に取得するものから新しい取り扱いが適用されています。それ以前は1点20万円(絵画は号当たり2万円)以上かどうかなどで判定されていましたが、実態と照らし合わせて改正後は1点100万円未満である美術品は原則として減価償却資産に該当し、100万円以上のものについては非減価償却資産として取り扱います。ただし、金額に関係なく時間の経過により価値が減少することが明らかなものは減価償却資産として、逆に価値が減少しないことが明らかなものは非減価償却資産として取り扱われるため注意が必要です。倉庫などに保管されている絵画などでも維持管理がされており、いつでも展示できる場合は減価償却資産の対象となります。また「何年で償却するか」という法定耐用年数は、金属製の彫刻などは15年、それ以外の彫刻や絵画、陶磁器などは8年です。ちなみに絵画の場合、額縁の費用についてもその絵画の一部として取得価額に含まれます。

365日 が楽しくてたまらない! 「商売のヒント」

今月の商売のヒント : 【この世は一冊の美しい書物である】

冬の寒さがピークを過ぎれば「春眠暁を覚えず」のフレーズが口をついて出る季節がやってきます。それにしても、春にむさぼる情眠の気持ち良いこと。「あと5分、あと3分だけ」と情眠をむさぼるのは、ささやかにしてぜいたくな瞬間ですね。ところで最近では「スローライフ」や「ロハス」



が再び注目されるようになりました。健康や地球環境を意識したロハスというライフスタイルが、日本でブームになったのは15年ほど前。昨年から世界中を騒がせている出来事は、無駄を省いて便利に効率よく生きることが良しとされてきた風潮に一石を投じたように感じます。転じて商売の面で考えてみると、効率重視でやってきた会社は、今までのやり方が通用しない場面が増えているのではないのでしょうか。労力や手間を喜びや満足に変えるエネルギーが枯れてしまうと、一

事が万事で仕事も味気なくなり、いざという時の踏ん張りも効きづらくなるものです。ダメージの度合いは業種業態にもよりますが、変化やチャレンジをいとわず柔軟に行動し続けている会社は、このピンチをチャンスに変えているようにも思います。例えば歩くスピードを緩めると、道端に咲いている名もない花の美しさに目が留まり、早春の日差しのやわらかさを肌で感じます。心の速度はスローダウンさせ、時には立ち止まってあたりを見渡し、けれどいざ行動するときは素早く動く。このようなメリハリが、これからの不確かな時代を乗りこなしていく商売の在り方ではないかと思うのです。「この世は一冊の美しい書物である。しかしそれを読めない人間にとっては何の役にも立たない」これはゴルドーニュの言葉です。学ぼうという気持ちがあれば、起こる出来事すべてから多くを学べるという教えはその通りでしょう。その意味で、この世は一冊の美しい書物だといえます。あとは、それを読みこなそうとする、どんな困難にも屈しない強い気持ちがあるかどうか。春眠をむさぼりつつ、よく目を凝らしながら世の中の流れをしっかりと見ていきたいものです。



トレンドを斬る!

神社や寺ではなく書店を訪問する「御書印めぐり」が静かなブームです。3月に始まった「書店と人を結ぶ」御書印プロジェクト

の参加は現在200店を超えています。その書店で御書印帳を手に入れたら200円で購入すると、オリジナル印を含む3つの印が押され、日付と書店が選んだ本の一節が記載されます。全国の各書店の個性あふれるスタンプと1フレーズを集めるのも楽しいですが、訪れた書店で手にした本との偶然の出会い。時短で便利な通販では得られない喜びです。



今月のお知らせ

令和2年分の確定申告について

事業所得書類、源泉徴収票、保険料控除証明書、医療費領収書など必要書類の準備をお願いします。申告期限は延長されておりますが、例年通りの期間とさせていただきますので、ご協力をお願いします。

柳田会計事務所

〒671-2579

兵庫県宍粟市山崎町門前19-7

電話：0790-62-8881 FAX：0790-62-8885

URL：<http://www.yanagita.net>

MAIL：m-yanagita@nifty.com